

一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員の年間会費の額を定める規則 (案)

第1条 この規則は、一般社団法人神奈川県剣道連盟定款第3章第8条に基づき、同法人会員規則第3条第1項の会員の年会費の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は次のとおりとする。

単位:円

| 区 分 | 年会費額 | 内 訳 | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|----------|
| | | 剣道加入者 | | 居合道・杖道加入者 | | | 両道加入者納付金 |
| | | 県納 | 支部収 | 県納 | 支部収 | 居合・杖道 | |
| 高校生(同相当年齢以下) | 1,000 | 500 | 500 | 500 | 200 | 300 | 300 |
| 一 般 (含 大 学 生) | 3,000 | 1,300 | 1,700 | 1,300 | 800 | 900 | 900 |
| 称 号 保 有 者 | 5,000 | 2,000 | 3,000 | 2,000 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

第3条 当分の間、団体会費については徴収しない。

第4条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。